

長野県消費生活サポーター設置要領

(目的)

第1条 消費者被害を防止するため、より幅広い知識を自ら進んで学び、自立した消費者を目指すとともに、消費生活に関する活動に積極的に参加するほか、各地域・職域における消費生活に関するリーダーとして啓発や消費者教育などを担う消費生活サポーター（以下「サポーター」という。）を、設置する。

(活動内容)

第2条 サポーターの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 各地域・職域における消費者への啓発、消費者教育の実施（講師としての活動を含む。）
- (2) 消費者トラブルの相談窓口への誘導
- (3) 地域における消費者被害の未然防止、早期発見、拡大防止のための見守り活動への参加、協力
- (4) 消費生活に関する講座等への参加
- (5) その他サポーターとして必要な活動

(県の役割)

第3条 県は、消費者大学の開催などを通じて、消費者の学びを促進し、サポーターへの登録を促す。

2 県は、最新の情報を定期的にホームページに掲載するなどの方法によりサポーターの情報収集及び啓発活動の支援に努める。

なお、最新の情報の提供は、各サポーターの希望する方法により行うよう努める。

3 県は、市町村、公民館などが実施する地域活動、企業、大学等における消費者教育に必要と認められる場合には、サポーターとしての活動を要請する。

4 県は、前条に定めるサポーターの活動内容の活性化を図るため、サポーターとしての個人情報に係る確認書（様式8）により、本人の同意を確認した上で、市町村や提供を希望する他のサポーター等に対し、連絡調整のために必要な情報を提供する。

(サポーターの認定)

第4条 長野県内に居住する年齢満18歳以上でサポーターとしての活動を希望する者は、消費生活サポーター申出書（様式1）及び誓約書（様式2）に必要事項を記入し、居住する市町村長、又は勤務先等の長を経由して長野県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により消費生活サポーター申出書を提出した者の中から、消費者大学の講座のうち指定した講座を受講した者及び消費者大学受講者と同程度の知識を有すると認められる者（消費生活相談員の資格を有する者等）をサポーターとして認定する。

3 知事は、認定したサポーターに係る情報（以下「登録者情報」という。）を、消費生活サポーター登録者名簿（様式3）に登載するとともに、サポーターが居住する市町村及び勤務先等の長に通知し、認定証（様式4）及びサポーター証（様式9）を本人に交付する。

(登録者情報の変更)

第5条 サポーターは、自己の登録者情報に変更が生じた場合は、消費生活サポーター変更届(様式5)に必要な事項を記載し、速やかに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の届け出を受理した場合は、その内容を確認し、消費生活サポーター登録者名簿を更新するものとする。

(登録者情報の削除)

第6条 知事は、サポーターが活動を停止するなどの理由により登録者情報の削除を希望する場合は、消費生活サポーター辞退届(様式6)を知事に提出し、認定証及びサポーター証を返納するものとする。

なお、認定証及びサポーター証を返納できないときは、その理由を辞退届に付記して申告するものとする。

2 知事は、前項の届け出を受理したときは、直ちに消費生活サポーター登録者名簿から登録者情報を削除しなければならない。

3 知事は、サポーターが県外への転出などにより、活動を継続することができないと認められる場合は、登録者情報を削除することができる。

(任期)

第7条 サポーターの任期は、登録した日の属する年度の3月末までとする。ただし、任期が満了する10日前までに第6条第1項に規定する消費生活サポーター辞退届の提出がない限り、翌年度も更新するものとする。

2 知事は、3年以上継続して、第9条に規定する消費生活サポーター活動報告書(様式7)の提出がない場合は、次条第1項第3号に該当するとみなし、消費生活サポーター登録者名簿から登録者情報を削除するとともに、任期を更新しないことができるものとする。

(認定の取り消し)

第8条 知事は、サポーターが次の事項に該当すると認めた場合には、認定を取り消し、登録者情報を削除するものとする。

(1) 長野県消費生活サポーター設置要領に反する行為があった場合

(2) 誓約書に掲げる事項に反する行為があった場合

(3) 3年以上継続してサポーターとしての活動実績がない場合

(4) 上記に関わらず、社会的信用を損なう恐れがある等、サポーターとして不適切な行為があった場合

2 知事は前項の各号の一に該当すると認めた場合には、サポーターに通知し、認定証及びサポーター証の返還を求めるものとする。

(活動報告書の提出)

第9条 サポーターは、当該年度終了後、活動内容について消費生活サポーター活動報告書(様式7)を作成し、翌年度4月末までに知事に提出するものとする。

(報酬)

第10条 第2条に掲げるサポーターの活動に係る報酬は、原則無報酬とする。ただし、講演等における交通費、講師謝金等については、この限りではないものとする。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 知事は、長野県個人情報保護条例（平成 3 年 3 月 14 日条例第 2 号）に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

2 サポーターが居住する市町村及び勤務先等の長は、この要領により知り得た個人情報については、第 2 条に掲げる活動に係る目的以外に利用してはならない。また、第 2 条に掲げる活動及び第 4 条第 1 項に係る県への提出に係る目的以外に第三者に提供してはならない。

3 サポーターが居住する市町村及び勤務先等の長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 サポーターは、活動の中で知り得た秘密や個人情報をサポーターの任期期間中及び登録者情報の抹消後においても、本人の承諾なく、開示、漏えい、利用してはならない。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、サポーターに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 25 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。